

支援実施状況に係る届出書

(届出の対象期間：2025 年 第1 四半期)

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の30第2項の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

1 支援を実施した登録支援機関

登録番号	24 登 - 009405												
法人番号（13桁）	7	0	4	0	0	0	1	1	1	7	6	1	8
(ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ あるふあせふ												
	株式会社 AlphaCep												
住所 (本店又は主たる事務所)	〒273-0111 千葉県鎌ヶ谷市北中沢1-18-22 スカラビル3F ※ (電話 047-402-2022)												

2 1号特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関

法人番号（13桁）	7	0	4	0	0	0	2	0	3	2	5	5	1
(ふりがな) 氏名又は名称	ゆうげんがいしゃ いたくらどぼく												
	有限会社 板倉土木												
住所	〒272-0802 千葉縣市川市柏井町2-680-5 ※ (電話 047-338-5986)												

3 支援対象1号特定技能外国人
当該四半期に受け入れていた1号特定技能外国人は、別紙のとおりです。

→参考様式第4－3号別紙に、当該四半期に1日でも受け入れた実績のある特定技能外国人を記載してください。

4 1号特定技能外国人の支援
1号特定技能外国人支援計画書に記載された10項目の義務的支援（その他任意的支援について記載がある場合は、これを含む。）について、別紙に記載した特定技能外国人に係る実施状況を下記のとおり報告します。

- ☒ 1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。
- ☐ 1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。

→いずれか一方を選択してください。
→届出の対象期間より前に実施した支援（例：来日の際の空港までの出迎え）や当該四半期において実施する予定がない支援（例：帰国の際の空港までの送迎）については、報告の対象ではありません。
→「相談・苦情への対応」支援について、対象期間内に相談や苦情が寄せられなかった場合は、「全て実施した」としてください。
→「非自発的離職時の転職支援」について、対象期間内に非自発的離職が発生しなかった場合は、「全て実施した」としてください。

5 支援対象1号特定技能外国人に関する出入国又は労働関係法令違反等

違反事実の発生年月日	(届出対象期間中に複数回発生した場合は、その全てについて記載すること) なし
違反事実の内容	(法令違反事実について具体的かつ簡潔に記載すること) なし
違反事実への対応結果 (関係行政機関への対応含む。)	なし

6 1号特定技能外国人の行方不明その他の問題発生状況

① 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (2欄の「特定技能所属機関」に所属する者に限る。)	0名
② 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (①の者を内数として含む。)	0名
③ 雇用する特定技能外国人の行方不明者数	0名
④ 雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数	0名

7 その他登録支援機関の適格性に関すること

なし

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

登録支援機関の氏名又は名称 株式会社 AlphaCep

作成責任者の氏名 ジェンティタンガー

電話番号 047-402-2022 ※

本届出書作成者の署名/作成年月日

ジェンティタンガー 2025 年 4 月 8 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、登録支援機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領) ※本頁の提出は不要です。

- 1 「届出の対象期間」欄は、1月1日から3月31日までを「第1四半期」、4月1日から6月30日までを「第2四半期」、7月1日から9月30日までを「第3四半期」、10月1日から12月31日まで「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。
- 2 項番1及び項番2の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 項番3は、届出の対象期間において支援を実施した1号特定技能外国人について、名簿として参考様式第4-3号別紙を添付すること。
- 4 項番4は、届出の対象期間に実施すべき支援（支援計画において当該期間内に実施する予定がないものは除く。）について、当該期間内に全て実施した場合は「1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。」を選択すること。
- また、当該期間内に支援を計画していたが実施できなかった場合は「1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。」を選択した上で、実施していない支援項目と実施していない理由を記載した理由書（参考様式第5-13号）を添付すること。
- なお、「相談・苦情への対応」支援について、相談や苦情が寄せられなかった場合は、「全て実施した」として取り扱い、また、「非自発的離職時の転職支援」について、非自発的離職が発生しなかった場合も、「全て実施した」として取り扱うこと。
- 5 項番5は、届出の対象期間において、特定技能所属機関や登録支援機関が、支援対象の特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に違反する行為を行った場合に記載すること。
- 6 項番6②は、登録支援機関として届出の対象期間に支援を行った全ての1号特定技能外国人（本届出書の項番3で提出した名簿に記載した者に限られない。）について記載すること（行方不明者が発生していない場合は必ず0と記載すること。）。
- 7 項番7は、届出期間内に登録支援機関に行政機関からの指導があった場合等、登録支援機関の適格性に関して、その内容及びその対応の詳細を記載し、立証資料を添付すること。
- 8 支援の実施内容によって提出が必要な添付資料は以下のとおり。

生活オリエンテーションを実施した場合	→	生活オリエンテーションの確認書（参考様式第5-8号）を作成し、登録支援機関の事務所で保管してください（提出は不要です。）。
相談・苦情への対応を実施した場合	→	相談記録書（参考様式第5-4号）を提出してください。
定期面談を実施した場合	→	定期面談報告書（外国人用、参考様式第5-5号） 定期面談報告書（監督者用、参考様式第5-6号） を提出してください。
非自発的離職時の転職支援を実施した場合	→	転職支援実施報告書（参考様式第5-12号）を提出してください。
実施予定としていたが、実施していない支援がある場合	→	支援未実施に係る理由書（参考様式第5-13号） を提出してください。

定期面談報告書
(1号特定技能外国人用)

1 面談対象者

① 特定技能外国人の氏名	NGUYEN VAN GIAP
② 特定技能所属機関の氏名又は名称	有限会社 板倉土木
③ 面 談 日	2025年4月 8日

(注意) 面談した複数の特定技能外国人について、面談結果が同一の場合には、①欄に「別紙のとおり」と記載した上、別紙を添付することとしても差し支えない。

2 面談対応者

① 対応者の氏名	ジェン ティ タン ガー		
② 対応者の役職	☒ 支援責任者 ☐ 支援担当者	役職名	代表取締役

3 面談結果

面談事項	面談内容	問題の有無	問題の内容
①業務内容に関する事項	①雇用契約と異なる業務に従事していないこと。	無	
	②他の事業主の下で業務に従事していないこと。	無	
	③安全衛生に配慮して適切に業務を行っていること。	無	
②待遇に関する事項	①雇用契約に基づき毎月適切に報酬を受け取っていること。	無	
	②雇用契約と異なる労働時間となっていないこと。	無	
	③休日、休暇等が適切に付与されていること（一時帰国休暇を含む。）。	無	
	④適切な住居が確保されていること。	無	
	⑤定期的に負担する食費、居住費等が合意したとおりの内容であること。	無	
	⑥支援計画にのっとりた支援の提供を受けていること。	無	
③保護に関する事項	①暴行・脅迫・監禁等の不法行為を受けていないこと。	無	
	②相手方を問わず保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。	無	
	③預金通帳の管理など不当な財産管理を受けていないこと。	無	
	④旅券・在留カードを自分で保管していること。	無	
	⑤私生活上の自由を不当に制限されていないこと。	無	
④生活に関する事項	①日常生活においてトラブルが発生していないこと。	無	
	②健康状態に異常がないこと。	無	
⑤その他の事項	①不法就労者が働いていないこと。	無	
	③ その他（ ）	無	
⑥法令違反等の有無	☐ 有り（下記4に詳細を記載） ☒ なし		
⑦その他特筆すべき事項			

(注意) 面談を行った結果について、「問題の有無」を記載し、問題がある場合は、「問題の内容」欄にその詳細について記載すること。

4 法令違反等への対応

①法令違反事実の発生年月日	年 月 日	
②法令違反事実の内容		
③法令違反事実への対応結果	ア 1号特定技能外国人への対応	☐ 労働基準監督署等の関係行政機関を案内 ・ 案内した機関： ☐ 特段対応なし 理由：
	イ 特定技能所属機関への対応	(ア) 責任者への法令違反事実の通知 ☐ 通知済み ・ 通知日： ・ 通知の相手方： ☐ 未通知 理由： (イ) 法令違反事実の出入国在留管理庁への届出の案内 ☐ 案内済み ☐ 未了
	ウ 関係行政機関への対応	☐ 関係行政機関への通報済み ・ 通報日： ・ 通報先機関： ☐ 関係行政機関への通報未了（通報不要と判断した場合を含む。） 理由：

作成年月日 2025 年 4 月 8 日

面談実施者の氏名 ジェン ティ タン ガー

定期面談報告書

(1号特定技能外国人用)

1 面談対象者

① 特定技能外国人の氏名	NGUYEN VAN GIAP
② 特定技能所属機関の氏名又は名称	有限会社 板倉土木
③ 面 談 日	2025 年 4 月 日

(注意) 面談した複数の特定技能外国人について、面談結果が同一の場合には、①欄に「別紙のとおり」と記載した上、別紙を添付することとしても差し支えない。

2 面談対応者

① 対応者の氏名	ジェン ティ タン ガー		
② 対応者の役職	☒ 支援責任者 ☐ 支援担当者	役職名	代表取締役

3 面談結果

面談事項	面談内容	問題の有無	問題の内容
①業務内容に関する事項	①雇用契約と異なる業務に従事していないこと。	有・無	
	②他の事業主の下で業務に従事していないこと。	有・無	
	③安全衛生に配慮して適切に業務を行っていること。	有・無	
②待遇に関する事項	①雇用契約に基づき毎月適切に報酬を受け取っていること。	有・無	
	②雇用契約と異なる労働時間となっていないこと。	有・無	
	③休日、休暇等が適切に付与されていること（一時帰国休暇を含む。）。	有・無	
	④適切な住居が確保されていること。	有・無	
	⑤定期的に負担する食費、居住費等が合意したとおりの内容であること。	有・無	
	⑥支援計画にのっとりた支援の提供を受けていること。	有・無	
③保護に関する事項	①暴行・脅迫・監禁等の不法行為を受けていないこと。	有・無	
	②相手方を問わず保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。	有・無	
	③預金通帳の管理など不当な財産管理を受けていないこと。	有・無	
	④旅券・在留カードを自分で保管していること。	有・無	
	⑤私生活上の自由を不当に制限されていないこと。	有・無	
④生活に関する事項	①日常生活においてトラブルが発生していないこと。	有・無	
	②健康状態に異常がないこと。	有・無	
⑤その他の事項	①不法就労者が働いていないこと。	有・無	
	③ その他 ()	有・無	
⑥法令違反等の有無	☐ 有り（下記4に詳細を記載） ☒ なし		
⑦その他特筆すべき事項			

(注意) 面談を行った結果について、「問題の有無」を記載し、問題がある場合は、「問題の内容」欄にその詳細について記載すること。

4 法令違反等への対応

①法令違反事実の発生年月日	年 月 日	
②法令違反事実の内容		
③法令違反事実への対応結果	ア 1号特定技能外国人への対応	☐ 労働基準監督署等の関係行政機関を案内 ・ 案内した機関： ☐ 特段対応なし 理由：
	イ 特定技能所属機関への対応	(ア) 責任者への法令違反事実の通知 ☐ 通知済み ・ 通知日： ・ 通知の相手方： ☐ 未通知 理由： (イ) 法令違反事実の出入国在留管理庁への届出の案内 ☐ 案内済み ☐ 未了
	ウ 関係行政機関への対応	☐ 関係行政機関への通報済み ・ 通報日： ・ 通報先機関： ☐ 関係行政機関への通報未了（通報不要と判断した場合を含む。） 理由：

作成年月日 2025 年 4 月 14 日

面談実施者の氏名 NGUYEN VAN GIAP

定期面談報告書
(1号特定技能外国人用)

1 面談対象者

① 特定技能外国人の氏名	NGUYEN VAN VUONG
② 特定技能所属機関の氏名又は名称	有限会社 板倉土木
③ 面 談 日	2025 年 4 月 日

(注意) 面談した複数の特定技能外国人について、面談結果が同一の場合には、①欄に「別紙のとおり」と記載した上、別紙を添付することとしても差し支えない。

2 面談対応者

① 対応者の氏名	ジェン ティ タン ガー		
② 対応者の役職	☒ 支援責任者 ☐ 支援担当者	役職名	代表取締役

3 面談結果

面談事項	面談内容	問題の有無	問題の内容
①業務内容に関する事項	① 雇用契約と異なる業務に従事していないこと。	有・ <u>無</u>	
	②他の事業主の下で業務に従事していないこと。	有・ <u>無</u>	
	③安全衛生に配慮して適切に業務を行っていること。	有・ <u>無</u>	
②待遇に関する事項	①雇用契約に基づき毎月適切に報酬を受け取っていること。	有・ <u>無</u>	
	②雇用契約と異なる労働時間となっていないこと。	有・ <u>無</u>	
	③休日、休暇等が適切に付与されていること（一時帰国休暇を含む。）。	有・ <u>無</u>	
	④適切な住居が確保されていること。	有・ <u>無</u>	
	⑤定期的に負担する食費、居住費等が合意したとおりの内容であること。	有・ <u>無</u>	
	⑥支援計画にのっとりた支援の提供を受けていること。	有・ <u>無</u>	
③保護に関する事項	①暴行・脅迫・監禁等の不法行為を受けていないこと。	有・ <u>無</u>	
	②相手方を問わず保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。	有・ <u>無</u>	
	③預金通帳の管理など不当な財産管理を受けていないこと。	有・ <u>無</u>	
	④旅券・在留カードを自分で保管していること。	有・ <u>無</u>	
	⑤私生活上の自由を不当に制限されていないこと。	有・ <u>無</u>	
④生活に関する事項	①日常生活においてトラブルが発生していないこと。	有・ <u>無</u>	
	②健康状態に異常がないこと。	有・ <u>無</u>	
⑤その他の事項	①不法就労者が働いていないこと。	有・ <u>無</u>	
	③ その他 ()	有・ <u>無</u>	
⑥法令違反等の有無	☐ 有り（下記4に詳細を記載） ☒ なし		
⑦その他特筆すべき事項			

(注意) 面談を行った結果について、「問題の有無」を記載し、問題がある場合は、「問題の内容」欄にその詳細について記載すること。

4 法令違反等への対応

①法令違反事実の発生日	年 月 日	
②法令違反事実の内容		
③法令違反事実への対応結果	ア 1号特定技能外国人への対応	☐ 労働基準監督署等の関係行政機関を案内 ・ 案内した機関： ☐ 特段対応なし 理由：
	イ 特定技能所属機関への対応	(ア) 責任者への法令違反事実の通知 ☐ 通知済み ・ 通知日： ・ 通知の相手方： ☐ 未通知 理由： (イ) 法令違反事実の出入国在留管理庁への届出の案内 ☐ 案内済み ☐ 未了
	ウ 関係行政機関への対応	☐ 関係行政機関への通報済み ・ 通報日： ・ 通報先機関： ☐ 関係行政機関への通報未了（通報不要と判断した場合を含む。） 理由：

作成年月日 2025年 4月 14日

面談実施者の氏名 NGUYEN VAN VUONG